

(別紙)

森 第 562-6 号
平成30年 8月21日

野生きのこを採取・出荷される皆さま

埼玉県農林部長 (公印省略)

野生きのこの採取・出荷に関する注意について (依頼)

本県の農林行政の推進につきましては、日ごろ御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、野生きのこの放射性物質モニタリング調査につきましては、平成24～29年度に101検体を調査したところ、7種16検体が基準値(100Bq/kg)を超過し、現在、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町においてすべての野生きのこ類の出荷が制限されているところです。

野生きのこを採取・出荷される皆さまにおかれましては、出荷制限地域内における野生きのこの採取を差し控えていただき、出荷は行わないようお願いいたします。

また、出荷制限地域外で採取・出荷される野生きのこについては、

①県が実施するモニタリング調査への検体提供

②調査結果により基準値(100Bq/kg)以下であることを確認してからの出荷
につきまして、御理解・御協力くださるようお願い申し上げます。

埼玉県庁 農林部 森づくり課
木材利用推進・林業支援担当 牧野
TEL 048-830-4325 FAX 048-830-4839